



優生思想のない社会へ 旧優生保護法訴訟最高裁判決を受けて

旧優生保護法は憲法違反

「上告を棄却する」7月3日午後3時、高まる緊張のなか、息をのんで待った戸倉三郎裁判長の言葉…。一瞬「？」が頭の中を駆け巡り、その後「やったー！」となりました。判決理由も、優生保護法は違憲であること、立法当時から違憲であったこと、同意ありの不妊手術であっても強制的な法律のもとの同意は強制と変わらないこと、除斥期間（20年経ったら加害責任を問えないという時間切れルール）を適用することは正義・公平に反することなど、これまでのどの地裁・高裁判決よりも被害者に寄り添った判決でした。

判決理由を聞きながら、原告のこれまでの苦しみ・痛みを思い、涙をこらえることができませんでした。一番最初にたった一人で声をあげ、25年以上たたかってきた飯塚淳子さん、原告第1号としてたたかってきた佐藤由美さんがはじめて裁判で勝利できたことも何よりでした。判決言い渡し後の最高裁大法廷には、最高裁の職員も制止を忘れるほどの歓声と拍手が沸き起こり、あちこちで傍聴者が抱き合いました。

この日、この最高裁判決を聞こうと最高裁西門に傍聴券を求めて並んだのは、なんと1000人以上。気温30度を超える熱中症警戒アラートの出るなか、暑さをこえる熱氣があふれてい

ました。傍聴券を求めて並ぶこと自体が、「優生保護法問題の早期解決を！」「優生思想を許さない」という意思表示だと声をかけ合い、きょうされんからもたくさんの障害のある人、事業所職員、家族・関係者が列をなしました。

午後4時過ぎの最高裁正門での勝訴の旗出しでは、詰めかけた人やマスコミでもみくちゃになりながら勝利の喜びを分かち合いました。その後の衆議院第一議員会館での報告集会には、3会場で500人以上が参加し、Zoomアクセスも800を超えるました。会場は、笑顔・笑顔・笑顔・涙・涙・涙…。「人生で一番幸せな日だ」という言葉があちこちから聞こえました。

一日も早く救済法の制定を

翌7月4日には、原告・弁護団・優生連（優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会）の約30人が、加藤鮎子内閣府特命担当大臣（優生保護法は2023年4月に、厚労省からこども家庭庁に移管）との面会、並行して国会議員要請を行いました。そして、7月9日には優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟への出席、7月17日には約130人で岸田総理面会と、これまで一向に崩れなかつた厚い壁が一気に崩れ始めています。

15人の裁判官全員一致で国の責任を断罪した最高裁勝訴の威力がこれほどまでのものだっ



最高裁の障害のある人への合理的配慮はどれだけですか

この間の報道で、「最高裁が障害者に最大規模の配慮」という報道を目にした人も多いのではないでしょうか。優生連や弁護団は、障害のある原告・傍聴者への合理的配慮（障害のない人と平等を保障するために必要な支援）を何度も最高裁に求めてきました。

この間のやりとりで、合理的配慮が一定すんだことは確かです。しかし、点字資料があるというアナウンスがなかったり、電動車いすの人がにわか作りのスロープから危うく転落しそうになるなどの課題が残りました。また、口頭弁論では最高裁として法廷内での原告・傍聴者への手話通訳・要約筆記はなく、裁判決日には法廷内の傍聴者向け要約筆記もありませんでした。原告の手話通訳も最高裁で準備されることはありませんでした。手話通訳は聴覚障害者のためだけに必要なではありません。手話通訳者がいなければ、裁判官や最高裁職員全員の手話の習得が必要になるのですから…。

障害者権利条約第13条「司法手続きの利用の機会」には、障害のある人の司法アクセスについて、合理的配慮よりも踏み込んだ配慮義務が締約国に課されています。国民に開かれた最高裁となるには、私たちからのラブコールがまだ足りないようです！

きょうされん
佐藤ふき